

佐用町の森林所有者様へ

## アンケート調査へのご協力をお願い

あなたの森林の現状、そしてこれからの希望について、  
ご意見をお聞かせください。

日ごろから町政全般にわたり、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、町・森林組合では、現在、災害に強い森づくりと水源かん養や CO<sub>2</sub> 削減など森林の持つ公益的機能の維持のために森林整備を推進していますが、現在、多くの個人の所有山林は管理が不十分な森林となっており、倒木や山腹崩壊などにより住民生活に多大な被害をもたらす負の資産となる可能性があります。

その背景の中、本年4月から、国において、森林経営管理法が制定され、森林所有者が自ら経営管理を行えない森林について、町が森林経営管理権を取得して経営管理を行うことができるようになりました。併せて森林環境税を創設して国民のみなさんの負担により森林整備を進め、森林の持つ多面的機能を発揮させるための施策を推進していくようにと期待されています。

その新法制定に伴い、このたび、佐用町の森林所有者のみなさんにアンケートを行い、そこでいただいたご意見（アンケート結果）を参考に、町独自の今後の森林政策の方針を検討し、さらなる森林整備事業の促進に努めてまいりたいと考えております。

お忙しいところ、恐れ入りますが、調査の目的をご理解いただき、アンケートにご協力くださいますよう、お願い申し上げます。なお、本アンケート調査は、佐用郡森林組合員の全員を対象とした調査となっておりますのでご了承ください。

令和元年 11 月

佐用町長

佐用郡森林組合長 庵 途 典 章

### <注意事項>

- 回答は、同封の調査票の宛名ご本人様またはご家族の方がご記入ください。
- 本調査の情報は、森林・林業の施策検討以外の目的に使用することはありません。
- 本調査は、佐用町が株式会社古川ちいきの総合研究所に委託しています。
- ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずにポストに投函してください。
- 回答は、同封の返信用封筒にて、令和元年 12 月 15 日までに投函してください。

このアンケート調査のお問い合わせは、下記まで。

佐用町農林振興課 農林土木整備室 Tel 0790-82-0667 Fax 0790-82-0017  
e-mail : norinshinko@town.sayo.lg.jp

【お願い】ご登録いただいている組合員に異動（相続や住所移転など）がありましたら、この機会に佐用郡森林組合までお知らせください。佐用郡森林組合 Tel.0790-79-2995

## 兵庫県佐用郡佐用町 山林所有者アンケート

### 調査票

【お名前】	【年齢】 歳	【性別】 1. 男性 2. 女性
【住所】		【電話番号】

※まず初めに、ご確認ください。※

本調査の回答により、山林所有・管理の状況において行政的な処置・処分を科すことは決してありませんので、正直にお答えください。また、回答に完全に一致するものが無い場合は、最も近いものを選択してください。

#### Q1. 佐用町内で所有している山林は、どなたの登記名義ですか。

(複数回答可。あてはまるものに○をつけてください。)

- ①本人      ②本人以外(故人)      ③本人以外(生存)      ④誰の名義か不明

#### Q2. あなたの佐用町内での山林所有面積についてお教えてください。概ねの面積で結構です。(あてはまるもの1つに○をつけてください。また①を選択された場合、所有する森林の「総面積」、「うちスギ・ヒノキ等の人工林の面積」に当てはまる選択肢横の四角内に☑を付けてください。)

※ (1ha (ヘクタール) = 1町歩 = 10,000 m<sup>2</sup>)

##### ① 所有している森林面積



<総面積>

- (ア) 0.5ha 未満  
 (イ) 0.5～1ha  
 (ウ) 1～3ha  
 (エ) 3～10ha  
 (オ) 10ha 以上



<うち、スギ・ヒノキ等の人工林の面積>

- (ア) 0.5ha 未満  
 (イ) 0.5～1ha  
 (ウ) 1～3ha  
 (エ) 3～10ha  
 (オ) 10ha 以上

- ② 所有面積をしっているが教えたくない  
 ③ 所有しているが、面積は分からない  
 ④ 所有していることを知らなかった

**Q3. あなたは、あなたの所有（管理）する森林の場所をご存じですか？**

（あてはまるもの1つに○をつけてください。）

- ① 場所もおおよそ分かり、となりの境界（境目）も分かる
- ② 場所はおおよそ分かるが、となりの境界（境目）は分からない
- ③ そもそも、森林がどこにあるか、分からない

**Q4. あなたは、あなたの所有（管理）する森林に行ったことがありますか？**

（あてはまるもの1つに○をつけてください。）

- ① 全ての森林(場所)に行ったことがある
- ② 行ったことがない森林(場所)もあるが、たいていの場所に行ったことがある
- ③ 行ったことがある森林(場所)はあるが、ほとんどの場所に行ったことがない
- ④ まったく行ったことがない

**Q5. あなたの山林は、いま、どのような管理にありますか。誰かに委託（分収契約含む）をしていますか？【 】内は、具体的な委託相手方（事業名・個人名）をご記入ください。**

（複数回答可。1）から3）それぞれ、あてはまるものに○をつけてください。）

	自分でしている	一部、自分でしている	委託している	何もしていない
1) 計画 (将来像、伐採期、収支管理)			【           】	
2) 育林 (見回り、除伐、保育間伐)			【           】	
3) 間伐 (切捨間伐、搬出間伐)			【           】	
4) 伐採 (出荷を目的とした皆伐など)			【           】	

**Q6. あなたは、所有する山林を、いつか（あなたの次の世代への相続後も含む）収入になることを期待していますか？**

（あてはまるもの1つに○をつけてください。）

- ① 期待しており、安定的な収入源になると考えている
- ② 期待しているが、不安定な一時的な収入源で持続性はないと考えている
- ③ 期待していないが、山林の所有自体は負担になるとは思わない
- ④ 期待しておらず、山林の所有は費用だけかかり負担になると考えている

**Q7. 将来の山林の主な経営（活用）計画を教えてください。**

**（複数回答可。1）、2）それぞれ、あてはまるものに○をつけてください。）**

**1) スギ・ヒノキ・マツ等の人工林について**

- ① 森林の手入れを続け、約 50 年生で建築用材として出荷する
- ② 付加価値を高めるため、伐期を延ばして(約 70~100 年生)大径木化(長伐期)をめざす
- ③ 生育が悪く倒木等が心配なため、広葉樹林に転換したい
- ④ 少しでもお金になるのであれば、方法は問わず今すぐ取り組もうと思っている
- ⑤ なんとかしたいが、どのように計画すればよいか分からない
- ⑥ なんともならないと思うので、一切考えていない

**2) 上記以外の広葉樹林について**

- ① しいたけ原木等を生産する
- ② 薪や炭を生産する
- ③ チップ材を生産する（バイオマス発電用含む）
- ④ 家具用材、建築用材を生産する
- ⑤ 少しでもお金になるのであれば、方法は問わず今すぐ取り組もうと思っている
- ⑥ なんとかしたいが、どのように計画すればよいか分からない
- ⑦ なんともならないと思うので、一切考えていない

**Q8. あなたの所有している山林の今後の所有や管理についての、今現在の考えを教えてください。（1）から3）それぞれ、あてはまるもの1つ<計3つ>に○をつけてください）**

**1) 「管理」について**

- ① 自分で引き続き管理したい
- ② 管理を任せる人がいるので、任せておきたい
- ③ 管理を任せたいが、誰に何を頼むべきか、方法などが分からない
- ④ 現在、特に何もしておらず（放置）、今後も何かするつもりはない
- ⑤ 管理のみでなく、所有すらしたくない

**2) 「所有」について**

- ① さらに山林を増やしたい
- ② 増やしたくも減らしたくもない
- ③ 手放したい山林がある
- ④ すべてを手放したい

**3) 「相続（後継）」について**

- ① 相続（後継）者を決めている【誰（続柄）：\_\_\_\_\_】
- ② 相続（後継）者がある程度決めているが、最終決定はしていない
- ③ 相続（後継）者を決めていない



**Q9. あなたの所有している山林は、10年後どのようなになっているとお考えですか？（あてはまるもの1つに○をつけてください。）**

- ① 自分で所有し、管理もできると思う
- ② 現在、委託している人（組織）に管理を任せ続けたい
- ③ 新たな委託先（信頼できる事業者）に管理を任せたい
- ④ 佐用町（行政）に管理を全て任せたい
- ⑤ 森林組合に管理を全て任せたい
- ⑥ 所有を手放したい（無償譲渡でもよい）
- ⑦ 所有を手放したい（売りたい）・・・・・・・・・・・・・・・・（Q10、Q11、Q12へ）

} (Q11、Q12へ)

※佐用町では、山林に限って土地の無償譲渡（寄付）を受け付けています。（抵当権等所有権以外の権利の設定がなく、現存する登記名義人からの申し出であることが条件です。）

**Q10. あなたの山林（立木を含む）を手放したいが、寄付はしたくない（売りたい）場合、固定資産税評価額程度「概ね1haあたり1万～15万円・1㎡あたり1～15円」で売れるとすれば売りますか？なお、近年において山林の売買はほとんど行われていないため、実勢の取引価格は不明ですが、高額な取引は非現実的です。（あてはまるもの1つに○をつけてください。）**

- ① 固定資産税評価額程度で売れるなら売りたい
- ② 固定資産税評価額程度だと安すぎるので売りたい
- ③ 固定資産税評価額程度に立木代が加算されれば売る（手入れしてあるスギ・ヒノキに限る）  
※立木代の目安として、地価相当額程度を想定しています。

**Q11. 山林のみならず、活用されていない宅地（空き家）、農地がある方は、以下のお考えもお教えてください。（あてはまるもの1つに○をつけてください。）**

- ① 空き家（宅地）、農地のどちらも有効に活かしたい
- ② 空き家（宅地）だけは有効に活かしたい
- ③ 農地だけは有効に活かしたい
- ④ 空き家（宅地）も農地も手放したい
- ⑤ 当面、活用する予定はないが保有しておきたい
- ⑥ 手放すか活用するか、どちらにするか考えることすらできないので、一括して相談できる窓口が欲しい

**Q12 その他、森林の管理や活用等にかかるご意見がございましたら、ご記入ください。（自由記述）**

以上で、アンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。